

2015 年 世界会計基準設定主体（WSS）会議報告

I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、世界各国の会計基準設定主体との意見交換を目的とした世界会計基準設定主体会議（World Standard-Setters Conference：以下「WSS 会議」という。）を毎年 1 回開催している。2015 年は 9 月 28 日及び 29 日の 2 日間、ロンドン市内の会場で開催され、世界中の会計基準設定主体から約 100 名が参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小賀坂副委員長、関口常勤委員、川西シニア・プロジェクト・マネージャーの 3 名が出席した。

以下に会議の概要を報告するが、一部のセッションは同時進行で複数のセッションが開催されたため、断りのない限り、参加したセッションについてのみ概要を報告している。

II. 今回の会議の概要

今回の会議は、次の予定表に沿って行われた。

議 題	担 当
（2015 年 9 月 28 日）	
IASB 議長による挨拶及び IASB の作業計画	IASB 議長、IASB スタッフ
リサーチ活動	IASB スタッフ
適用及び教育活動	IASB 理事、スタッフ
各法域のプロファイル	IASB スタッフ
2015 年 アジェンダ協議	IASB スタッフ
体制とその有効性に関する IFRS 財団のレビュー	IASB スタッフ
小グループによる議論及びそのフィードバック ● 2015 年 アジェンダ協議 ● 体制とその有効性に関する IFRS 財団のレビュー	IASB スタッフ 各国基準設定主体代表者
選択方式の教育セッション ● IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 ● IFRS 第 9 号「金融商品」 ● リース	IASB 理事、スタッフ 同上 同上

議 題	担 当
● 中小企業向け IFRS ● 保険契約	同上
(2015 年 9 月 29 日)	
概念フレームワーク ● 測定ガイダンス ● IAS 第 37 号への影響	IASB スタッフ
小グループによる議論及びそのフィードバック ● 測定ガイダンス ● IAS 第 37 号への影響	IASB スタッフ 各国基準設定主体代表者 ¹
開示に関する取組み	IASB スタッフ

1. IASB 議長による挨拶及び IASB の作業計画

フーガーホースト IASB 議長から、会議の冒頭の開会の辞が述べられたうえで、公共の利益に資するという観点で、IFRS の公共の利益、IFRS の対象者、IFRS の特性及び IASB の制度的側面という分野についてスピーチが行われた。IFRS の公共の利益という点からは、金融市場に対する IFRS の透明性、説明責任及び効率性の重要性が説明され、IFRS の対象者という点からは、IFRS における主要な利用者の範囲は広いという説明があった。また、IFRS の特性という点で、中立性の強調や保守主義への懸念が説明され、IASB の制度的側面という点で、IASB のユニークな組織形態が説明され、最後に IASB と各国の会計基準設定主体との協働の重要性が強調された。

続いて、IASB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターのシールズ氏より IASB の作業計画について説明があり、最近公表された IFRS、主要プロジェクト、「財務報告に関する概念フレームワーク」、開示に関する取組み、適用指針、適用後レビューに関する進捗状況の説明があった。

2. リサーチ活動

本セッションでは、IASB テクニカル・ディレクターのクラーク氏から、IASB のリサーチ・プロジェクトの進め方や、リサーチ・プロジェクトの区分について説明があった。リサーチ・プロジェクトは、基準開発の初期段階で問題を認識することに役立つことが目的とされ、評価段階プロジェクト、開発段階プロジェクト、休止中及び潜在的なプロジェクトに区分されている。

¹ ASBJ からは、関口常勤委員が測定ガイダンスに関する小グループのセッションについて、議長役を務めた。

評価段階プロジェクトは、財務報告に問題があるかどうかを理解するために実務上の適用課題を識別し評価することを目的とするものであり、次のステップとしては、開発段階プロジェクトに進むか、リサーチ・プログラムから削除されることとなる。他方、開発段階プロジェクトは、評価段階で識別された財務報告における問題に対する解決策を識別することを目的とするものであり、次のステップとしては、ディスカッション・ペーパーを公表したうえで基準設定プログラムに進むかどうか判断されることとなる。

会議では、リサーチ・プロジェクトについては、2015 年アジェンダ協議の質問に含まれていることも説明された。なお、現時点のリサーチ・プログラムは次の表のとおりである。

プロジェクトの段階	プロジェクト名
評価段階プロジェクト	● 事業の定義 / のれん及び減損 ● 割引率 ● 法人所得税 ● 排出物価格設定メカニズム ● 退職後給付（年金を含む） ● 基本財務諸表 ● 引当金、偶発負債及び偶発資産 ● 株式に基づく報酬
開発段階プロジェクト	● 共通支配下の企業結合 ● 動的リスク管理 ● 開示に関する取組み - 開示原則 ● 持分法 ● 資本の特徴を有する金融商品
休止中及び潜在的なプロジェクト	● 外貨換算 ● 高インフレーション ● 採掘活動 / 無形資産 / 研究開発活動 ● IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

3. 適用及び教育活動

本セッションでは、IASB の適用活動担当ディレクターのスチュワート氏から、IFRS の適用に関する近況報告として、IFRS 解釈指針委員会の活動状況、最近開発している適用指針（外貨建取引と前渡・前受対価、法人所得税務処理に関する不確実性）及び適用後レビューについて説明があったほか、特に 2013 年以降において、IFRS 解釈指針

委員会の活動が活発となっていることが紹介された。また、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューについては、そのフィードバックを踏まえて、今後議論が進められていくという説明がなされた。

続いて、張 IASB 理事から、教育活動のアップデートとして、公表物、会議・ワークショップ、最近の進展について説明があった。公表物の中には出版されたもののほか、無料でダウンロードできるフレームワークを基礎とした研修資料などが紹介された。

4. 各法域のプロファイル

本セッションでは、IASB コンサルタントで前 IASB 理事のパクター氏から、各法域における IFRS の適用状況について説明があった。現時点では、IASB のウェブサイトにおいて、140 の法域の適用状況が記載されており、そのうち 116 の法域においてすべて又は大半の国内上場企業について IFRS が要求されているとの説明があった。そのような状況にはなっていない大きな法域として、中国、インド、日本、インドネシア、サウジアラビア、スイス、タイ、米国が挙げられ、日本については、3 年前に比べて IFRS の任意適用企業が大きく増えていることが紹介された。また、各法域における IFRS の修正は稀であることも説明された。さらに、約 500 社の米国における外国登録企業が IFRS を採用しているため、IFRS は米国においてすでに大きな存在感があるということが強調された。

5. 2015 年 アジェンダ協議

IASB は、2015 年 8 月に意見募集「2015 年 アジェンダ協議」を公表している（コメント期限：2015 年 12 月 31 日）。本セッションでは、まず IASB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターのシールズ氏より当該意見募集について説明があり、意見募集に記載されている次の 5 つの質問について、小グループに分かれてグループ・ディスカッションが行われ、その後、各グループの議長からフィードバックがあった。

(1) 作業計画のバランス

IASB の作業計画は、次のプロジェクトを含んでいる。IASB はどのような要因を考慮して、リソースを各領域に割り当てるべきか。また、どの領域を優先するべきか。

- リサーチ・プログラム
- 基準レベルのプログラム
- 維持管理及び適用に関するプロジェクト

- 概念フレームワーク
- 開示に関する取組み

(フィードバック)

基準レベルと維持管理に関するプロジェクトを優先すべきであるという意見があった。また、あらゆる要因を考慮する必要があるが、要因として米国基準とのコンバージェンスを重視する必要はないというコメントもあった。

(2) リサーチ・プロジェクト

IASB のリサーチ・プログラム (2. リサーチ活動を参照) のうち、どのプロジェクトを優先すべきか。優先順位を付けるにあたって考慮した要因は何か。リサーチ・プログラムに加える、もしくは削除すべきプロジェクトはあるか。

(フィードバック)

開示に関する取組みや資本の特徴を有する金融商品を優先すべきという意見が多かった。優先順位を付けるにあたって考慮する要因として、解決できるタイミングも重要であるという見解もあった。

(3) 適用支援

IASB と IFRS 解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、導入支援の適切な組合せを適用しているか、その支援は十分か。

(フィードバック)

IASB と IFRS 解釈指針委員会のコミュニケーションが適切なのか疑問があり、数多くの細かい修正が行われていることを懸念しているというコメントがあった。

(4) 変更のレベル

IASB の作業計画は、全体として、基準の変更が適切なペースで、原則主義の基準設定に適切な詳細さで行われているか。

(フィードバック)

基準の変更のペースとしては、適切もしくは変更される基準がやや多すぎるという意見があった。基準の詳細さは適切ではないかというコメントがあった。

(5) アジェンダ協議の頻度

個別の主要プロジェクトの完了に必要な時間を考慮して、IASB は、アジェンダ協議を、現在要求されている 3 年ごとではなく、5 年ごととすることが適切であると提案しているが、同意するか。

(フィードバック)

アジェンダ協議の頻度は 5 年でも良いが、プロジェクトのモニターは別途必要ではないかという意見があった。

最後にシールズ氏より、フィードバックを受け、適用支援活動についてより改善が必要であり、また原則主義の基準開発を重要視していきたいとの考えが示された。

6. 体制とその有効性に関する IFRS 財団のレビュー

IFRS 財団は、2015 年 7 月に意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」を公表している(コメント期限:2015 年 11 月 30 日)。本セッションでは、まず IFRS 財団エグゼクティブ・ディレクターのアルモグ氏より当該意見募集について説明があり、意見募集に記載されている次の 5 つの質問について、小グループに分かれてグループ・ディスカッションが行われ、その後、各グループの議長からフィードバックがあった。

- (1) 現在の基準開発の範囲外に IASB が任務を拡大すべきかどうか(特に、民間の非営利セクター)。

(フィードバック)

IASB が任務を拡大するべきということを支持する意見は多くはなかった。

- (2) IASB が国際統合報告評議会などとの協働を通じてより幅広い企業報告における進展に積極的な役割を果たすべきであるという提案に同意するか。

(フィードバック)

IASB は国際統合報告評議会との協働により企業報告において積極的な役割を果たすべきであるという意見があった。

- (3) XBRL の開発は専門家に委ね IFRS タクソノミ自体に重点を置く IFRS 財団の戦略に同意するか。投資者等に対する一般目的財務報告書へのデジタル・アクセスを改善するための規制当局の取組みを、IASB がどのようにして適切に支援することができるか。

(フィードバック)

IFRS 財団はタクソノミについて積極的な役割を果たすべきだという意見が多かった。

- (4) IFRS の有用性を維持するために、テクノロジーの変化を IASB の思考に織り込むように IASB が講ずるべき方策があるかどうかについて何かコメントはあるか。

(フィードバック)

基準設定という目的であればテクノロジーに注力しすぎる必要はないという意見があった。

- (5) IFRS の首尾一貫した適用を促進するために IFRS 財団が行っている活動について、どのように考えるか。リソースなどを確保したうえで、他者との協力や教育活動による支援など、IFRS 財団が行うべきこととして他に何があるか。

(フィードバック)

各国の会計基準設定主体との協働が重要ではないかという意見があった。教育活動への取り組みは良いことだというコメントが示された。

最後にアルモグ氏より、フィードバックから様々な見解があることが理解できたものの、リソースの限界を考慮することも重要であるとの考えが示された。

7. 選択方式の教育セッション

本教育セッションでは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 9 号「金融商品」、リース、中小企業向け IFRS、保険契約の論点ごとに、5 つの小グループに分かれて議論が行われた。

このうち、IFRS 第 15 号のセッションにおいては、IASB スタッフから、収益認識に関する移行リソース・グループの活動状況、2015 年 7 月に公表された IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」の概要及び米国財務会計基準審議会（FASB）が公表した公開草案との差異が説明された。また、IFRS 第 9 号のセッションにおいては、IASB スタッフから、IFRS 第 9 号における金融商品の分類及び測定、減損、ヘッジ会計の概要や、金融商品の減損に関する移行リソース・グループの活動状況が説明された。

8. 概念フレームワーク（測定ガイダンス）

IASB が 2015 年 5 月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念 ED」という。)では、第 6 章「測定」において、主に次の事項について記述されている。

(1) 測定基礎及びそれらが提供する情報：歴史的原価、現在価額（公正価値、資産に対する使用価値及び負債に対する履行価値）

(2) 測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因

- 目的適合性：測定基礎が財政状態計算書と財務業績の計算書の両方においてどのような情報をもたらすのか、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか及び資産又は負債の特徴を考慮することが重要である。情報の見積りにおける測定の不確実性のレベルは目的適合性に影響を与える。
- 忠実な表現：資産と負債が関連している場合には、それらについて異なる測定基礎を使用すると、会計上のミスマッチを生じさせる場合がある。
- 補強的な質的特性：比較可能性、検証可能性及び理解可能性

(3) 複数の測定基礎が目的適合性のある情報を提供する状況

本セッションでは、概念 ED の測定に関するガイダンスについて、小グループに分かれてグループ・ディスカッションが行われ、その後、各グループから次のようなフィードバックがあった。ASBJ からは、関口常勤委員が小グループの議長として、メンバーからの意見の取りまとめを行った。

- 概念 ED に記述された測定基礎を選択する際に考慮すべき要因は一般には有用である。特に、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかということを考慮すべきとしているのは重要である。測定の不確実性やコストの制約も測定基礎の選択に影響を与えられと考える。
- 企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価に役立つ情報が、企業の資源に係る経営者の受託責任の評価に役立つ情報かによって測定基礎は変わると考えられる。
- 概念 ED においては、複数の測定基礎を認めており、測定基礎の選択にあたって、財政状態計算書と財務業績の計算書の両方を考慮する必要があるとしているが、それぞれに分けた議論が概念 ED においてなされていない。
- 概念 ED において、目的適合性を有するために、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかということ及び 資産又は負債の特

徴を考慮すべきとしているが、どちらを優先すべきか明確でない。この点、財務業績の計算書における測定基礎については、 が優先的に考慮されるべきではないか。また、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかという点と事業活動の関係や、資産又は負債の特徴とキャッシュ・フローの変動性の関係を概念 ED に明確に記載するべきではないか。

- 測定基礎の選択に当たっては、会計単位をまず決定する必要があることから、目的適合性より忠実な表現の観点を先に考慮する旨を明示すべきではないか。
- 概念 ED には、資本維持の概念について多くの変更が行われていないが、第 6 章「測定」において現在原価に言及すべきとの見解があり、資本維持の概念について一部記述すべきではないか。
- 測定において一部のインプットのみを更新する場合があることを踏まえると、償却原価と歴史的・現在価額の区分は適切でないと考えられる。また、入口価格と出口価格の区分にも言及すべきではないか。

9. 概念フレームワーク（IAS 第 37 号への影響）

本セッションでは、概念 ED が IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に及ぼし得る影響に関する IASB スタッフによる分析について、小グループに分かれてグループ・ディスカッションが行われ、その後、各グループからフィードバックがあった。

（IASB スタッフによる分析：負債の識別）

概念 ED では、企業が「現在の債務」を有しているためには、企業が移転を回避する実際上の能力を有していないという要件と債務が過去の事象から発生しているという要件の両方を満たす必要があるとされており、現行の IFRIC 第 21 号「賦課金」とは異なる要求事項をもたらす得ると考えられる。

（IASB スタッフによる分析：負債の認識）

概念 ED では、財務諸表の構成要素を満たす項目の一部は、認識すると有用ではない情報を提供する可能性があるほか、認識の要求事項を基準間で異なるものとする必要があり得るとしている。また、認識が目的適合性のある情報を提供しない可能性のある場合として、負債は存在するが、経済的便益の流出が生じる蓋然性が低いものでしかない場合が挙げられている。このため、概念 ED における提案に従った場合でも、現行の IAS 第 37 号の「流出の蓋然性が高い」という認識の閾値は残り得ると考えられる。

（IASB スタッフによる分析：負債の測定）

概念 ED では、目的適合性のある情報を生み出すためには、測定基礎を選択する際に複数の要因を考慮することが重要であるとしており、その要因の一つとして、「当該資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか」というものがある。概念 ED における提案により、IAS 第 37 号の対象となる負債の将来のキャッシュ・フローへの寄与方法を考慮すると、企業は一般に当該負債を履行することにより決済するため、当該負債の測定基礎として、履行価値に焦点が当てられる可能性がある。

（フィードバック）

- 概念 ED において、認識に関する蓋然性の閾値の記載がなくなったことで、より多くの負債が認識される方向に進むことが懸念される。
- 負債の識別は、特に負債が法的債務でない場合に困難となると考えられる。推定的債務や移転の経済的強制のような場合に、企業に対する請求権があると言えるのか疑問である。
- 負債を有しているか否かは、会計単位に影響を受けると考えられる。
- 負債の定義において「過去の事象」という要件の必要性について疑問がある。この点については、現在の債務の有無だけで十分であり、「過去の事象」という概念は不要という意見もあったが、他方、支払が起こりそうだが未だ配当宣言をしていない配当のような将来の負債の計上を防ぐ意味で必要であるという意見もあった。

10. 開示に関する取組み

本セッションでは、開示に関する取組みのうち、IFRS における開示要求事項の起草方針が取り上げられ議論が行われた。開示要求事項の起草方針はニュージーランド会計基準審議会により作成され、開示に関する取組みの一つである開示原則のディスカッション・ペーパーに含まれる予定である。この起草方針は、IFRS の開示要求事項の記載が不明瞭なことから開示の非効率化を招いているという批判があったことから組み込まれているものである。

起草方針として提案されているアプローチの特徴としては、次のとおりである。

- 各基準の全体的な開示目的及び一定の範囲の開示についてより個別的な目的を含めること

- 開示の適切な範囲を決定するために判断を行使する必要があることを強調すること
- 開示要求を 2 つの階層、すなわち、(1) (重要性の検討は行うものの) 企業が開示を要求される要約情報と(2)開示目的を満たすために必要となるかどうか企業が考慮すべき追加的な情報に分けること

WSS メンバーからのフィードバックとして、FASB の開示フレームワークを考慮すべきではないか、判断を行使しなければならない範囲が広がることは複雑性を増すのではないか、開示情報は当局の意向が影響する場合があるといったコメントがあった。

本セッションでは、さらに財務報告におけるテクノロジーの役割について、IFRS タクソノミ・チームの IASB シニア・テクニカル・マネージャーのウッド氏より、意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」に含まれるテクノロジーに関する質問に関連して、テクノロジーが作成者及び利用者に与える影響について簡単な説明があった。説明に対する WSS メンバーからのフィードバックとして、テクノロジーの進展は、開示の量や財務諸表の境界線にも影響があるのではないかというコメントがあった。

以 上